



消安全第187号

平成29年 5月 26日

日本カイロプラクティック協同組合連合会

理事長 岸田 和美 殿

消費者庁消費者安全課長 野田 幸裕



カイロプラクティックの施術に関する安全対策について（要請）

平素より消費者安全行政の推進に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。消費者庁には、平成21年9月から平成29年3月までの間に、「整体」「カイロプラクティック」「リラクゼーションマッサージ」などの手技において発生した危害情報が1,483件寄せられています（詳細は別添注意喚起を参照）。

カイロプラクティックについては「施術で肋骨を骨折し、血気胸となった」「施術後に腰の骨を圧迫骨折した」「むち打ち症の後遺症に悩み施術をうけたら、首を引っぱってぐりぐり回された。2、3日辛抱したらよくなると言われたが、よくならなくて困っている」「施術で首を強くねじられとても痛かったので申し出たが、痛い方が効き目があると言われ、やめてくれなかった。整形外科で頸椎がねじられて損傷していると言われた」等の事故情報が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、下記の要請をいたします。

記

1. 厚生労働省の通知「医業類似行為に対する取扱いについて」（平成三年六月二八日 医事第五八号）の取扱いを会員に徹底させ、安全対策に努めること。
 - ・禁忌対象疾患の認識、一部の危険な手技の禁止を徹底
 - ・適切な医療受療の遅延の防止特に、施術サービスを受けた後に健康被害の症状が発生した際には、「好転反応」などとして施術の継続を勧めず、医師の診断を受けるように促すこと。
2. 窓口を設置等、消費者からの申し出に真摯に対応する体制を整備すること。

以上